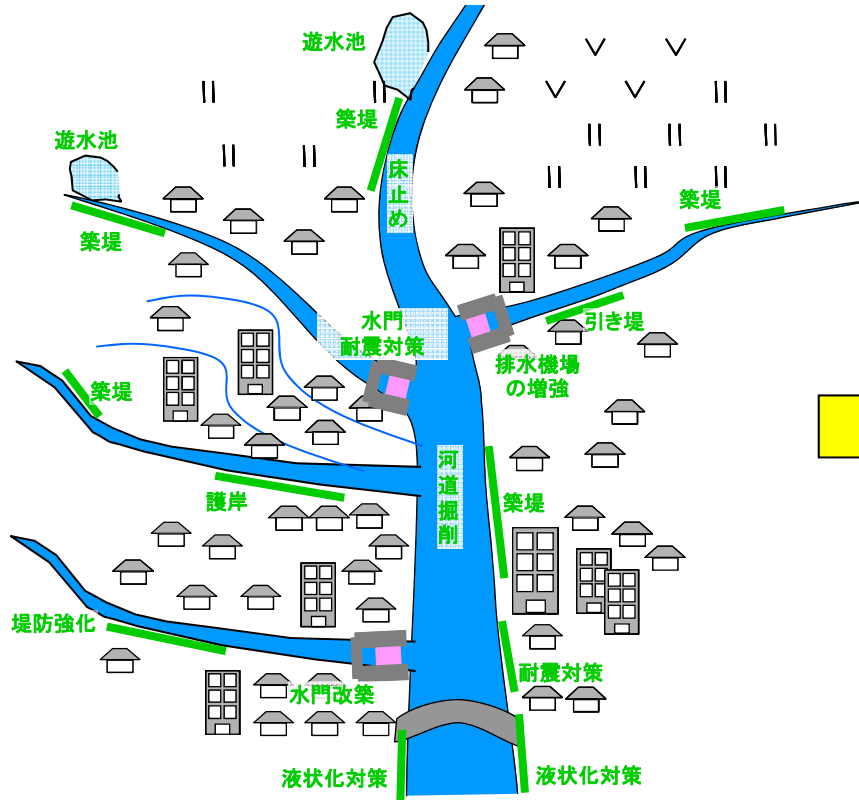
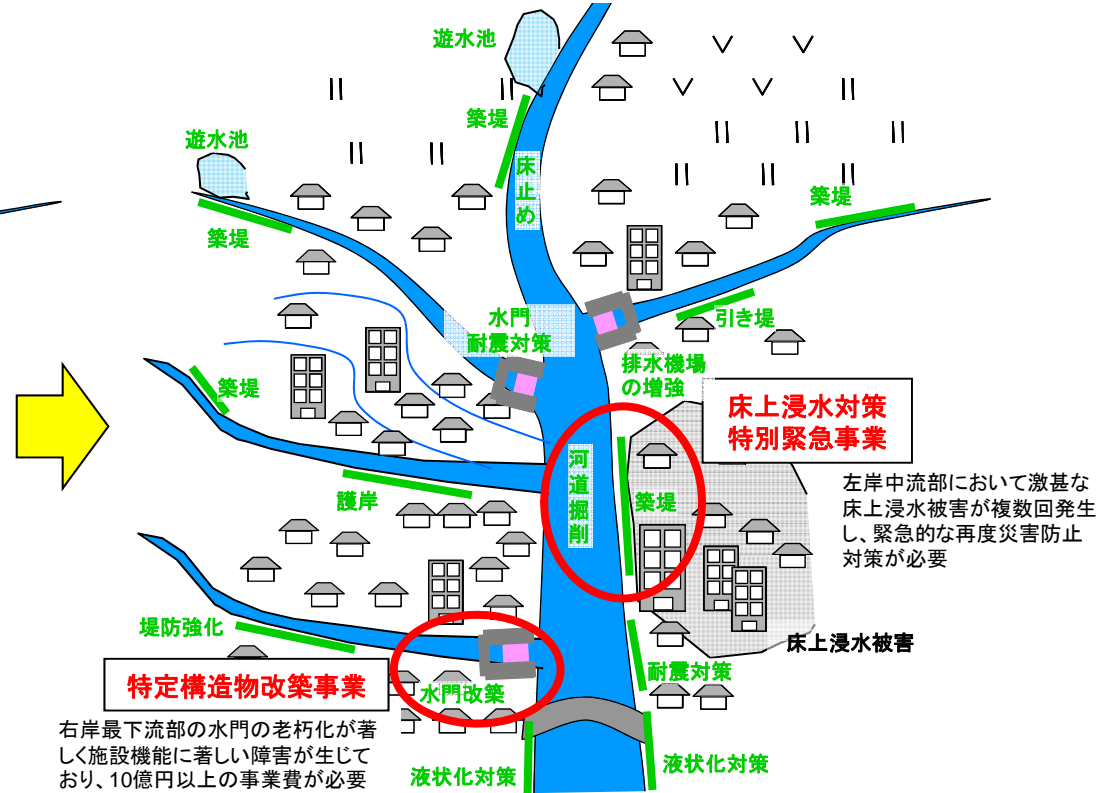


- ▶ 概ね20~30年間の具体的な整備事業等を規程した河川整備計画等に基づき、上下流・左右岸バランス、想定被害の大きさ等を考慮して、築堤、河道掘削等の事業を実施。
- ▶ 原則として河川整備計画に記載されている事業を対象として、再評価を実施。
- ▶ ただし、浸水被害が著しい地域等における緊急的な対応が必要な事業、または一定規模以上の施設の改築等に関する事業については、事業の透明性、効率性の一層の向上を図りつつ、重点投資等を行うため、切り出して新規事業採択時評価等を実施

### 河川整備計画に記載されている事業



### 新規事業採択時評価対象事業



### 河川整備計画における具体的な整備事業

- ・築堤、引き堤、堤防強化
- ・河道掘削、放水路、遊水池、床止め、護岸
- ・排水機場、水門、堰
- ・耐震対策、液状化対策 など

浸水被害の発生状況や事業規模を踏まえ、整備計画から事業を切り出し

### 河川整備計画から切り出す事業の例

- ・**浸水被害が著しい地域等で緊急的な対応が必要な事業**
  - 床上浸水対策特別緊急事業 (床上浸水が頻発している地域において、概ね5年間で再度災害防止対策を実施)
  - 総合内水緊急対策事業 (河川管理者による治水対策と、地方公共団体による流域対策を、概ね5年間で実施)
  - 土地利用一体型水防災事業 (早期の河川改修が困難な地域において、輪中堤や宅地嵩上げ等の整備を実施) など
- ・**一定規模以上の施設の改築等に関する事業**
  - 特定構造物改築事業 (著しい老朽化や流下阻害等により必要となる大規模な排水機場や橋梁の改築) など